

「5 歳児集団健康診査モデル事業運営業務委託」
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務委託名

5 歳児集団健康診査モデル事業運営業務委託

2 業務内容

5 歳児集団健康診査モデル事業運営業務委託 仕様書のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 事業にかかる予算上限額

3,530,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む額)

5 事前説明会

開催しない

6 質問の受付

提出期限:令和8年9月30日(水)正午まで

提出方法:様式 1「質問書」に記載の上、電子メールで質問書を送信すること

提出先 :子ども家庭局子育て支援課母子保健係

メールアドレス: kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp

電 話:093-582-2082

※送信後に、子ども家庭局子育て支援課まで電話連絡すること

7 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第 16 号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

8 参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また既に提出された提案は無効とする。

- (1)参加資格要件を満たす者ではなくなった場合
- (2)不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき
- (3)提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

9 参加の申出

提出期限:令和8年10月5日(月)17時まで

提出方法:様式2「参加申出書」に記載の上、電子メールで送信すること

提出先 :子ども家庭局子育て支援課母子保健係

メールアドレス: kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp

※参加の申し出後に辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出してください。

10 企画提案書の提出期限

(1)提出書類:いずれの様式も正本1部原本(社名・団体名・代表者印入り)、残り5部は副本(いずれのページにも社名・団体名が記載されていないもの、コピー可)を提出する。

①企画提案書(任意様式)・6部

②見積書(任意様式 内訳がわかるもの)・6部

見積金額総額及び明細(消費税及び地方消費税を含み事業実施に係る費用の詳細が分かるように記載すること)、見積金額総額が予算を超えると失格とする。

③会社概要(様式3)・6部

④本業務と同様又は類似の受注実績(様式4)・6部 ※該当がない場合はその旨を記載して提出すること。

(2)提案書の内容

評価基準を参考に作成のこと。

(3)提出方法:郵送または持参(郵送の場合は書留郵便に限る)

(4)提出期限:令和8年10月9日(金)17時まで(郵送の場合は必着)

持参による提出の場合、平日の9時から17時までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない。提出の期限を過ぎた場合は、失格とする。

(5)提出場所

子ども家庭局子育て支援課母子保健係

(6)留意事項

・提案書等の提出は、各社1つに限る。

- ・提案書等の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。

11 審査方法

提案書に基づき、審査委員会による書面審査を行い、受託候補者を特定する。

12 評価項目、評価基準、及び配点等評価方法に関する事項

別紙のとおり

13 実施スケジュール

実施内容	実施期日
事前説明会	実施しない
質問受付	令和8年9月30日(水)正午まで
質問回答予定日	令和8年10月1日(木)
参加申出書の提出期限	令和8年10月5日(月)17時まで
企画提案書・見積書の提出期限	令和8年10月9日(金)17時まで
審査委員会(書面審査)	令和8年10月14日(水)
契約相手方候補者決定通知	令和8年10月15日(木)
業務委託契約開始	選定事業者との協議により決定する

14 審査結果の通知及び公表に関する事項

(1) 審査結果の通知

北九州市が受託候補者を特定後、速やかに提案者全員に次の事項を通知する。

- ① 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- ② 当該提案者の順位及び点数
- ③ 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

(2) 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、速やかに市ホームページに次の事項を公表するものとする。

- ① 受託候補者の商号又は名称
- ② 提案者数
- ③ 提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
- ④ 審査委員会委員の氏名及び職名(職業)
- ⑤ 委員会における主な意見
- ⑥ 市の主な特定理由

15 提案書等に関する費用負担

提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお提出された書類は返却しない。

16 その他

(1)受託候補者に特定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行う。受託候補者の提案内容やヒアリング時の回答をもとに仕様の追加などを行い、仕様書の内容を確定する。その際、提案の一部を変更する場合がある。

(2)協議が整い、仕様書が確定した場合は、確定した仕様書に基づき、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結する。

(3)契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4)受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として協議を行う。

17 事業所管課

北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課

所在地:北九州市小倉北区城内1-1

電話:093-582-2082

メールアドレス: kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp